

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
離島観光協会主導プロモーション PR ツール制作費
「画像撮影・追加」コンペティション仕様書

1. 事業名

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
離島観光協会主導プロモーション PR ツール制作費 「画像撮影・追加」

2. 事業目的

協会ホームページの事業者様向け画像提供サービス「宮古島ライブラリー」への画像追加および宮古圏域総合ガイドブック日本語版や教育旅行パンフレット、MICE パンフレット等の制作時に活用できる写真・動画を撮影する。

3. 事業内容

事業の主な内容は、以下の通りとする。

- (1) 当事業は沖縄県の委託を受け、一般社団法人宮古島観光協会（以下、当協会という）が実施する。
- (2) 撮影対象地域は、宮古島、池間島、伊良部島、下地島、来間島、水納島、大神島、多良間島（以下、宮古諸島という）とする。
- (3) 宮古諸島各地域の町並み、景勝地、自然、行事等、島外地域に向け、宮古諸島の魅力を視覚的に表現し、誘客 PR に繋げる。

4. 業務委託期間

契約締結の日から令和元年 10 月末日まで

（または、撮影データ（CD-ROM の提出及び当協会へのデータ送信）の提出と実施報告書及び実績報告書完了後まで）

5. 提案総額の上限

提案総額の上限は 800,000 円（税別）の範囲内とする。

- (1) ただしこの金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (2) 本契約において、契約期間途中で消費税等の税率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

6. 業務委託の範囲

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次の通りとする。

(1) 写真および動画撮影

- ・ 撮影対象地域、時期、内容等については、契約締結後、撮影者と当協会が事前協議を行い、決定する。

(2) 撮影手法は陸上、空撮、海中撮影を含む。

(3) 撮影枚数は撮影地域ごとに最低 15 枚以上、動画は 5 分以上とする。

- ・ 撮影枚数及び動画の時間については、契約締結後、撮影者と当協会が事前協議を行い、最終決定する。

(4) 多良間村（多良間島・水納島）は撮影必須対象地域とする。その他、宮古島市（宮古島・池間島・伊良部島・下地島・来間島・大神島）については、業務契約締結後、撮影者と当協会が協議を行い決定する。

(5) 本事業で撮影した写真、動画データ等の納品方法は CD-ROM を 2 部、及び当協会へデータ送信を行うこと。

(6) 実施報告書及び実績報告書の提出

- ・ 業務全体の報告を取りまとめること。
- ・ 見積書記載の経費項目ごとの、業務にかかった費用内訳とその適正及び支払いを証明する信ぴょう類の提出

(7) 本事業において撮影した写真・動画データの著作権、著作隣接権等の知的財産権は、全て当協会に帰属するが、平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業（宮古圏域）事業終了後、全て沖縄県に帰属する。

(8) その他、事業実施にあたり当協会と協議の上、業務遂行に必要とされる業務。